



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.5

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Albania, Australia, Bangladesh, Canada, Chad, Ecuador, New Zealand, Peru, the United Kingdom

第25回ローマ規程締約国会議は、

ICC (International Criminal Court) が重大な国際犯罪に対する不処罰を防止し、

法の支配及び国際刑事司法の実現に不可欠な機関であることを再確認し、

ローマ規程に基づく補完性の原則を尊重しつつ、国際社会全体が ICC の実効性及び信頼性の向上に取り組む必要性を認識し、

ICC の独立性及び司法の公正性が、政治的圧力や財政的不安定性によって損なわれてはならないことを強調し、

1. ローマ規程に基づく補完性の原則を尊重しつつ、国内司法が適切に機能しない場合には、重大な国際犯罪について国家主権よりも国際刑事責任を優先して追及することを確認する、
2. 法の下での平等の原則に基づき、現職国家元首その他の公的地位を理由とした ICC の管轄からの免責を認めないことを改めて確認する、
3. 締約国が ICC へ提出する履行報告書を基に協力状況を定期的に評価し、協力度評価制度として全世界がアクセスできるような透明性があるものにし、以下を要請する：
 - a. 協力的な締約国および能力的に協力できない国に対しては、司法能力構築支援、技術支援及び専門家派遣等のインセンティブを提供すること、
 - b. 当該評価制度は透明性、公平性及びローマ規程に定める補完性の原則を尊重して運用すること；
4. 地域機構（EU、ASEAN、太平洋諸島フォーラム、アフリカ連合等）および非政府組織（NGO）との連携を強化し、証拠収集、人材育成及び司法能力構築支援を推進する；
5. ICC 判事及び検察官に対する制裁、威圧、経済的又は政治的圧力に対し、締約国が共同で非難するとともに、外交的支援及び法的支援を提供するための国際的な協力枠組みの構築を検討する；
6. ICC の財政的自立及び持続可能性を確保するため：
 - a. 締約国の経済状況に基づいて安定した分担金拠出を維持すること、
 - b. 自発的拠出及び能力構築基金への支援を促進すること、
 - c. 予算執行の透明性及び説明責任を一層向上させることを要請する；
7. 締約国会議に対し、本決議の実施状況を定期的に検証し、ICC の実効性及び独立性の更なる向上に向

けた制度改革を継続するよう要請する；

8. ICC に対し、AI を活用して、以下の業務を効率化するよう要請する：
 - a. 翻訳、
 - b. デジタル証拠、
 - c. 汚職の監査、
 - d. その他裁判の判断自体には影響を及ぼさない事務作業；
9. 可能な限り、締約国内に拠点を置く企業及び機関のサービスを優先的に活用並びに調達する取り組みを推進する；
10. 非締約国内における重大犯罪について、安全保障理事会による付託以外の管轄権行使の在り方を検討するために、ASP の下に、専門作業部会を設置することを決定する；
11. 申請をだして通った場合には、免責に一年の猶予を設けることで、政治的安定性を確保する。